

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、その責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び熊本県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務に照らし、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、熊本県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に照らして、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

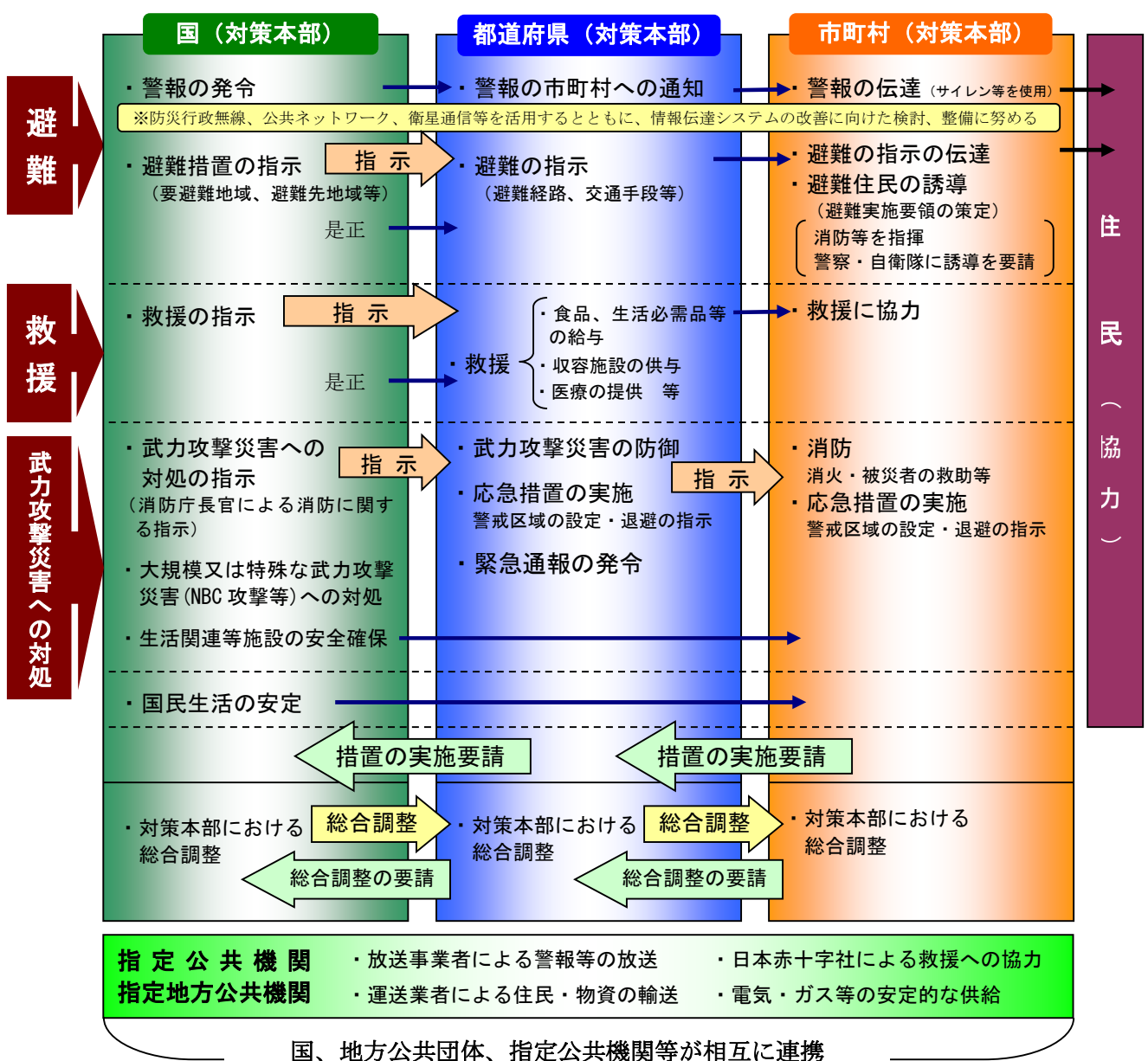
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに照らし、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
熊本労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

九州運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給
ガス事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの安定的な供給
日本郵政株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保
医療機関及び医療関係機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の確保

河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について記述する。

(1) 地形

本県は、九州の中央に位置し、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県に接しており、佐賀県、長崎県とは有明海を隔てて接しているため、武力攻撃事態等において、他県へ避難する場合には、これらの県との調整が必要であるとともに、九州のどの県で武力攻撃事態等が発生しても、本県に避難してくる事態も考えられる。

県土の全体的な地勢は、有明海、八代海に沿って平野部、山地部が縦方向にそれぞれ広がりを見せており、これに宇土半島、天草上島・下島が突起状に連なっている。

東側の山地部から西側の有明海及び八代海にかけて4つの一級河川（菊池川、白川、緑川、球磨川）が流下し、平野部を横断している。

東側の山地部は、阿蘇火山及び九州中央山地がそびえ急峻な地形になっている。西側にある天草地方は、島嶼部であり、大部分の島は橋梁で宇土半島と繋がっているが、一部離島を含んでいる。

このため、住民の避難に当たって、橋梁が使用不能な事態や離島の避難については、船舶等の使用を考慮する必要がある。

【P 16 図—1 熊本県地形図】

(2) 気候

本県の気候は、年平均気温が17℃と概して温暖であるが、天草地方を除いて内陸性気候であるため夏と冬の寒暖の差が大きく、1月の日最低気温の平年値は、1.2℃に対し、8月の日最高気温の平年値は、33.2℃となっている。

冬場の山間地においては、積雪があることから、避難に当たっては、積雪時の対応について留意する必要がある。

雨量は、年間降水量が1,986mmであり、特に梅雨時期に降水量は集中しており、6月～7月の2ヶ月間で年間降水量の約4割を占めている。^{*1}

【P 17 図—2 月別の気温（平均・最高・最低）及び降水量】

^{*1} 気象データは、熊本地方気象台における昭和56年～平成22年の平均値

(3) 人口分布

総人口は、平成30年で約1,756千人^{*1}であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約740千人^{*2}、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約885千人^{*3}で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。

また、65歳以上の高齢者人口は約530千人で総人口に占める割合は30%、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約282千人で総人口に占める割合は16%であり、15年前の平成15年は、それぞれ22.8%、10.8%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。

さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が8割となっている。

これらのことから、住民の避難に当たっては、熊本市及びその周辺地域が避難対象となる場合においては、大規模な避難が想定されることから、避難経路の確保や搬送方法等について留意する必要がある。また、過疎化と高齢化が同時に進む地域においては、避難誘導を行う者や介護者等の確保についての問題が想定される。

【P18表—1市町村別人口及び年齢構成、P22図—3市町村別人口密度】

(4) 水資源（豊富な地下水）

熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約1,007千人^{*4}の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約81%^{*5}と極めて高い。このため、主に河川水や湖沼水を浄水して生活用水に利用する他県と比較して、季節変動の少ない安定的な水の確保が可能であり、これらの地域では、ダムや浄水場など大規模施設を設置する必要がないことから、外部からの攻撃等に対する安全性は高いと考えられる。

しかしながら、揚水施設、配水施設等拠点施設が被害を受けた場合の影響は重大であり、施設の保全に留意する必要がある。

*1 熊本県総人口 1,756,442人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)

*2 熊本市人口 739,556人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)

*3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口 884,315人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)

*4 「熊本地域地下水総合安全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の平成29年10月1日現在の人口 1,006,788人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、平成26年9月30日現在の人口】

*5 水道の地下水依存率 80.3% 「熊本県の水道」平成28年3月31日現在【熊本県環境生活部】

(5) 道路の位置等

道路は、県の中央を南北に縦断して高速道路（九州縦貫自動車道）及び国道3号が北は福岡県、南は鹿児島県に繋がっている。また、大分県から有明海を経て長崎県へ至る国道57号が、県央部を東西に横断している。更に県北部には国道208号が福岡県を経て佐賀県へ延びている。これら以外にも、一般国道が20路線、県内の主要地点間を結ぶ主要地方道が55路線ある。^{*1}

【P23図—4道路網図】

(6) 鉄道、空港、港湾の位置等

本県の道路以外の交通施設としては、以下のとおりである。

① 鉄道

事業主	路線名	区 間
九州旅客鉄道（株）	鹿児島本線	門司港（北九州市）～八代駅（八代市）、川内駅（鹿児島県薩摩川内市）～鹿児島駅（鹿児島市）
	九州新幹線	博多駅（福岡市）～鹿児島中央駅（鹿児島市）
	豊肥本線	熊本駅（熊本市）～大分駅（大分市）
	肥薩線	八代駅（八代市）～隼人駅（鹿児島県始良町）
	三角線	宇土駅（宇土市）～三角駅（宇城市三角町）
南阿蘇鉄道（株）	高森線	立野駅（南阿蘇村長陽）～高森駅（高森町）
くま川鉄道（株）	湯前線	人吉駅（人吉市）～湯前駅（湯前町）
肥薩おれんじ鉄道（株）	肥薩おれんじ鉄道線	八代駅（八代市）～川内駅（鹿児島県薩摩川内市）
熊本電気鉄道（株）	菊池線	上熊本駅（熊本市）～御代志駅（合志市御代志）
	藤崎線	北熊本駅（熊本市）～藤崎宮前駅（熊本市）

② 空港

名 称	所 在 地	設置管理者	滑走路長	設 備
熊本空港	上益城郡益城町	国土交通大臣	3,000m	I L S (CATⅢb) ※
天草飛行場	天草市五和町	熊本県	1,000m	

※ 霧などの気象条件による欠航解消のため導入された計器着陸装置

*1 「道路施設現況調査」（熊本県土木部）平成27年4月現在

③ 港湾^{*1}

種類	管理者	港湾数
重要港湾	県	3※
地方港湾	県	15
	市町	36
計		54

※重要港湾の概要

名称	所在地	管理者	主な港湾施設
三角港	宇城市三角町	熊本県	- 10m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7.5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5.5m岸壁 : 1バース (2,000t級) - 4.5m岸壁 : 5バース (700t級) 野積場・荷捌地 : 64,784m ²
八代港	八代市港町	熊本県	- 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (8,000t級) - 7.5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5.5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4.5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4.5m岸壁 : 1バース (フェリー) 野積場・荷捌地 : 626,931m ²
熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	- 7.5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5.5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4.5m岸壁 : 2バース (700t級) 荷捌地 : 74,940m ²

【P24図—5 県内鉄道、高速道路、港湾、空港位置図】

*1 「くまもとの港」(熊本県土木部)

(7) 自衛隊施設等

本県には、熊本市東町の健軍駐屯地に陸上自衛隊西部方面総監部が所在し、熊本市八景水谷の北熊本駐屯地に陸上自衛隊第八師団司令部が所在するなど陸上自衛隊の施設が所在する。

また、本県には、米軍基地は所在しない。

(8) 警察力

本県では、23警察署、約3,500人の警察職員が、県民の安全と治安の維持に努めている。

(9) 消防力

本県の消防力は、12消防本部2,364人、消防団は45消防団33,017人であり、消防団員数では、全国第5位*1である。

特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。

(10) 石油コンビナート等特別防災区域等

本県の石油コンビナート等特別防災区域*2としては、八代市に八代特別防災区域があるが、石油の貯蔵・取扱量は、全国の特別防災区域の中でも最小の部類にある。

また、本県には原子力発電所及び石油化学コンビナートは存在していない。

なお、本県の近隣には、佐賀県玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所、鹿児島県薩摩川内市に九州電力(株)川内原子力発電所が所在する。

(11) 医療の確保

本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が1,961.8床で全国第3位、一般診療所が286.2床で全国第3位*3になっている。また、人口10万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、294.8人で全国第11位*4、就業看護師数は、1,244.4人で全国第5位、就業准看護師数は、563.5人で全国第4位*5である。

*1 「平成30年版消防白書」(消防庁)

*2 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号で定める区域

*3 「平成29年医療施設調査」(厚生労働省)平成29年10月1日現在

*4 「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)平成28年12月31日現在

*5 「平成28年衛生行政報告例」(厚生労働省)平成28年12月31日現在

(12) 食料の確保

本県の農業は、平成27年の総合自給率で153%（生産額ベース）、主な品目では、米が155%、野菜が303%、果実が98%、牛肉が161%であり、食料供給県としての位置にある。（県農林水産部試算）*1

(13) 観光客への対応

本県を訪れる観光客は、総数で約52,187千人、うち、宿泊客が約7,242千人である。中でも県外からの観光客は総数で約21,990千人、宿泊客でも約6,024千人となっている。また、外国からの観光客は、宿泊客約741千人となっている。*2

これらの観光客は、そのほとんどが地域の地理に不案内であり、周辺住民とも繋がりがないと考えられ、外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘導等の表示や手法に留意することが必要である。

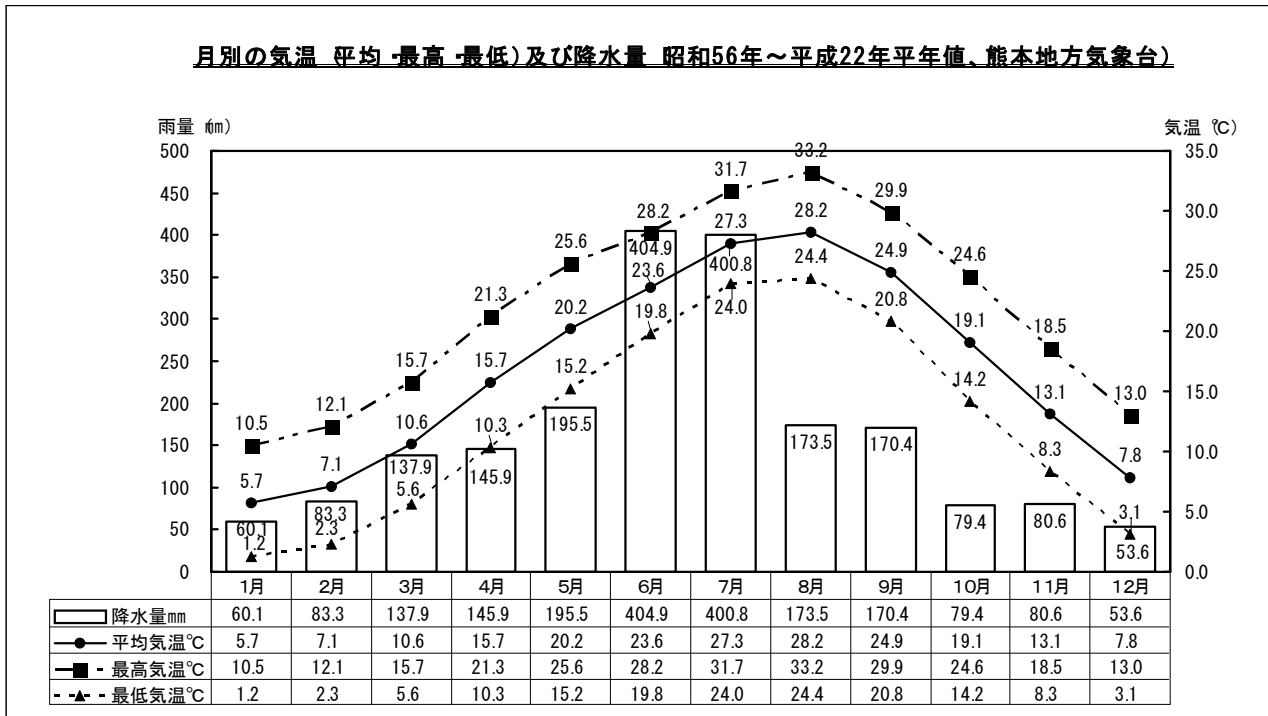
*1 「平成28～29年度熊本県農業動向年報」（熊本県農林水産部）

*2 「平成29年熊本県観光統計表」（熊本県商工観光労働部）

熊本県地形図



図—2



市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

市町村名	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
県計	1,756,442	74,382	80,345	81,002	84,266	73,972	75,136	91,136	100,243	111,897	109,499
熊本市	739,556	33,361	34,438	34,534	37,629	40,325	38,432	42,940	45,807	52,001	51,356
八代市	124,921	4,801	5,174	5,349	5,987	5,050	4,786	5,928	6,513	7,349	7,513
人吉市	32,525	1,282	1,367	1,451	1,366	609	1,006	1,505	1,613	1,841	1,782
荒尾市	51,930	2,055	2,282	2,298	2,438	1,818	1,733	2,506	2,940	3,305	3,044
水俣市	24,247	822	978	982	1,042	499	782	1,024	1,110	1,192	1,412
玉名市	65,489	2,537	2,776	2,924	3,121	3,000	2,564	3,211	3,491	3,708	3,716
山鹿市	50,399	1,855	2,062	2,182	2,276	1,563	1,793	2,230	2,495	2,812	2,727
菊池市	47,193	1,963	2,181	2,108	2,151	1,906	2,005	2,429	2,534	2,681	2,432
宇土市	36,526	1,502	1,763	1,805	1,967	1,453	1,407	1,851	2,059	2,273	2,401
上天草市	25,210	793	931	1,019	972	486	557	902	1,070	1,227	1,323
宇城市	58,332	2,281	2,626	2,682	2,646	2,097	2,329	2,665	3,187	3,356	3,403
阿蘇市	25,895	987	1,005	1,023	1,116	805	1,009	1,095	1,163	1,403	1,311
天草市	78,214	2,624	3,040	3,298	3,336	1,159	1,947	2,850	3,525	4,117	4,216
合志市	60,997	3,634	3,907	3,638	3,243	2,477	2,586	3,705	4,320	4,726	4,057
美里町	9,578	209	274	378	331	220	210	325	405	436	417
玉東町	5,102	193	253	256	225	166	147	235	250	279	288
南関町	9,232	308	355	323	422	341	341	407	410	447	441
長洲町	15,504	611	610	644	740	668	665	857	839	897	797
和水町	34,211	1,923	2,103	1,853	1,798	1,574	1,916	2,387	2,518	2,346	2,246
大津町	42,392	2,498	2,529	2,415	2,214	1,840	2,372	2,899	3,235	3,575	3,130
菊陽町	9,551	304	337	330	361	244	257	348	448	427	445

平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）

表-1

市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

市町村名	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
県 計	104,526	110,828	122,176	141,792	111,287	94,171	84,975	62,358	32,159	8,963	1,329
熊 本 市	46,694	45,401	46,236	51,820	42,159	33,917	28,620	20,503	10,258	2,719	406
八 代 市	7,582	8,085	9,014	10,644	8,555	7,631	6,982	4,963	2,376	576	63
人 吉 市	1,934	2,309	2,494	2,854	2,375	1,990	1,990	1,560	874	289	34
荒 尾 市	2,633	2,999	3,621	5,037	3,876	3,272	2,734	1,868	1,094	318	59
水 俣 市	1,381	1,481	2,020	2,336	1,918	1,717	1,548	1,164	610	198	31
玉 名 市	3,700	4,189	4,799	5,654	4,311	3,950	3,585	2,535	1,303	377	38
山 鹿 市	2,822	3,157	3,922	4,638	3,652	3,138	2,995	2,374	1,259	392	55
菊 池 市	2,644	3,070	3,633	4,061	3,043	2,680	2,503	1,842	986	310	31
宇 土 市	2,356	2,509	2,407	2,754	2,252	1,988	1,740	1,203	615	192	29
上天草市	1,593	1,858	2,301	2,471	2,060	1,786	1,761	1,307	612	162	19
宇 城 市	3,352	3,827	4,269	5,057	3,964	3,414	3,178	2,328	1,228	376	67
阿 蘇 市	1,339	1,712	1,974	2,495	1,804	1,662	1,642	1,324	756	235	35
天 草 市	4,590	5,485	6,801	7,625	5,974	5,382	5,179	4,133	2,245	609	79
合 志 市	3,260	3,327	3,622	4,336	3,304	2,480	2,033	1,364	715	213	50
美 里 町	496	677	883	1,032	707	712	718	672	335	117	24
玉 東 町	301	324	390	450	364	334	312	211	95	23	6
南 関 町	539	653	720	901	657	619	653	435	214	46	0
長 洲 町	769	873	1,211	1,663	1,112	862	794	512	305	59	16
和 水 町	1,963	2,014	2,082	2,154	1,524	1,209	1,112	889	454	135	11
大 津 町	2,434	2,256	2,291	2,623	2,040	1,478	1,171	853	384	125	30
菊 陽 町	550	689	831	910	719	691	673	582	275	107	23

平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査 熊本県企画振興部)

市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

市町村名	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
南小国町	3,860	135	143	139	156	97	124	162	214	191	194
小国町	6,809	234	223	286	261	99	181	292	269	351	366
産山村	1,427	35	62	68	51	29	36	49	53	69	62
高森町	5,985	205	234	257	199	85	179	249	236	281	265
西原村	6,497	265	326	363	316	208	222	289	378	400	396
南阿蘇村	10,521	281	355	408	380	769	343	286	410	524	506
御船町	16,610	682	817	729	703	597	658	795	909	950	880
嘉島町	9,222	552	535	434	411	351	446	553	594	687	573
益城町	32,148	1,570	1,793	1,704	1,575	1,160	1,173	1,759	1,964	2,156	1,965
甲佐町	10,231	378	473	435	407	318	325	397	584	541	514
山都町	13,991	344	460	464	388	222	272	385	490	550	546
氷川町	11,450	349	465	518	468	324	346	432	579	653	633
芦北町	16,632	515	632	638	620	282	418	599	723	737	788
津奈木町	4,422	121	164	186	199	95	92	171	187	193	254
錦町	10,304	507	550	530	561	254	315	549	559	625	561
多良木町	9,200	272	394	425	432	137	185	355	374	511	477
湯前町	3,785	107	163	147	133	62	94	136	140	179	199
水上村	2,128	83	92	111	86	23	25	69	98	87	108
相良村	4,230	127	168	198	200	63	87	128	196	228	190
五木村	976	19	26	30	26	5	19	43	34	38	41
山江村	3,311	148	190	225	167	41	79	153	165	193	164
球磨村	3,421	91	121	149	139	43	83	106	113	154	138
あさぎり町	14,992	592	705	757	697	298	432	649	726	805	822
苓北町	7,286	227	263	309	310	110	158	231	316	396	400

平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査 熊本県企画振興部)

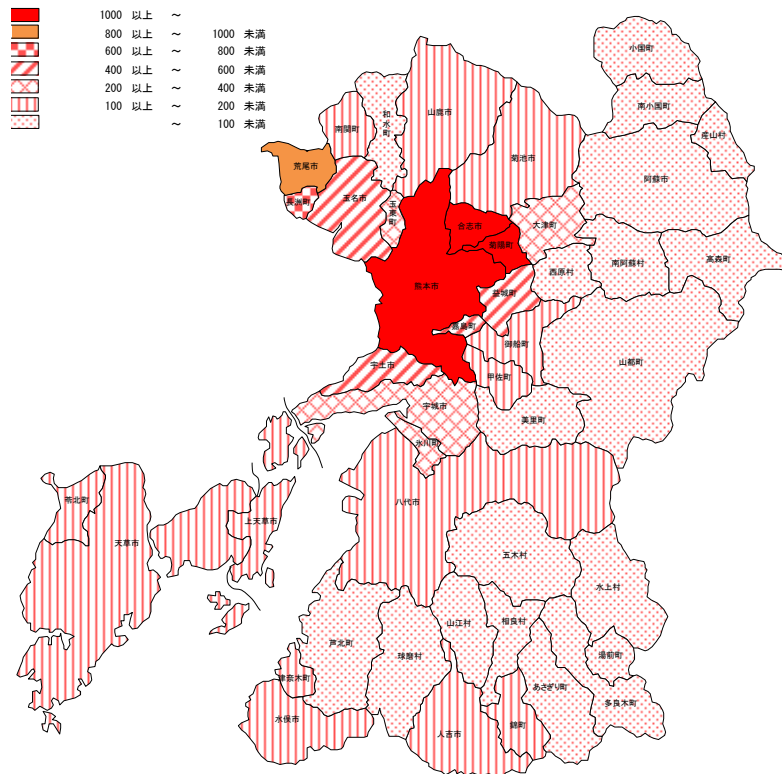
表-1

市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

市町村名	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
南小国町	178	271	341	391	280	226	263	198	120	31	6
小国町	399	482	578	761	517	485	438	364	165	51	7
産山村	108	99	112	146	105	84	118	94	40	6	1
高森町	352	438	533	622	454	420	446	340	142	39	9
西原村	383	430	542	597	398	313	277	242	106	38	8
南阿蘇村	544	674	902	1,092	851	700	643	485	273	83	12
御船町	900	1,051	1,282	1,583	1,192	974	854	666	299	82	7
嘉島町	535	494	538	646	487	410	443	304	163	58	8
益城町	1,758	1,934	2,210	2,670	1,999	1,623	1,430	973	534	161	37
甲佐町	527	654	761	1,002	754	672	626	483	272	89	19
山都町	735	1,018	1,303	1,641	1,139	1,113	1,217	975	558	148	23
水川町	666	770	890	1,106	865	764	729	531	292	58	12
芦北町	949	1,150	1,455	1,686	1,284	1,338	1,285	917	474	127	15
津奈木町	243	333	400	411	323	308	318	250	130	39	5
錦町	570	679	792	977	661	515	502	369	180	42	6
多良木町	506	627	729	951	710	640	652	467	284	65	7
湯前町	241	266	307	373	283	287	286	218	127	31	6
水上村	116	161	172	189	153	140	197	119	72	21	6
相良村	246	302	344	452	336	312	293	218	101	37	4
五木村	55	84	78	104	89	92	96	65	22	9	1
山江村	161	234	249	325	205	175	218	127	73	15	4
球磨村	181	269	329	366	260	255	299	219	86	18	2
あさぎり町	805	1,010	1,175	1,441	1,041	930	917	711	392	81	6
苓北町	436	503	633	745	531	483	505	401	261	56	12

平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査 熊本県企画振興部)

市町村別人口密度 平成30年10月1日現在)

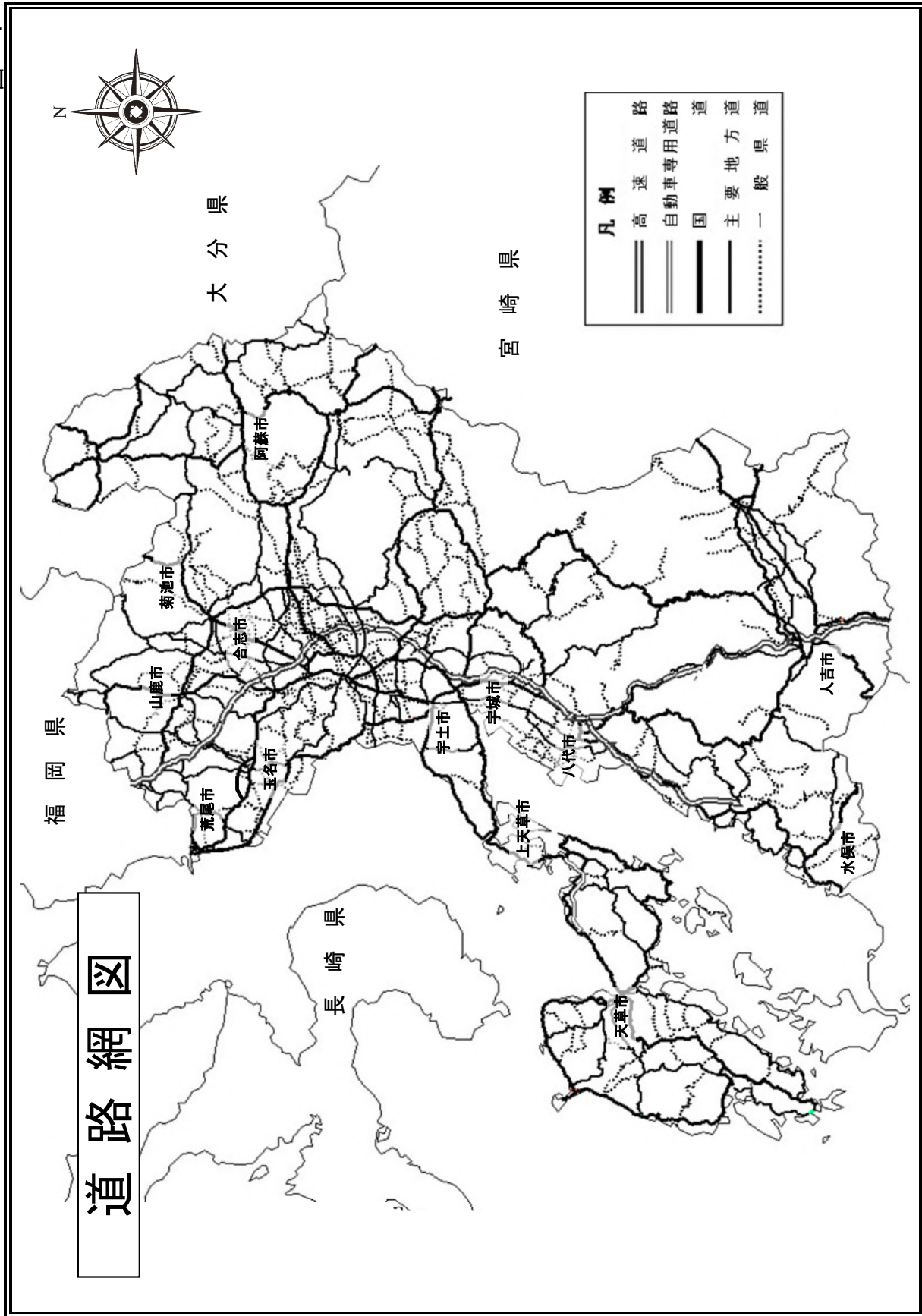


市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
県 計	7,409.50	1,756,442	237.05
熊 本 市	390.32	739,556	1,894.74
八 代 市	681.36	124,921	183.34
人 吉 市	210.55	32,525	154.48
荒 尾 市	57.37	51,930	905.18
水 俣 市	163.29	24,247	148.49
玉 名 市	152.6	65,489	429.15
山 鹿 市	299.69	50,399	168.17
菊 池 市	276.85	47,193	170.46
宇 土 市	74.3	36,526	491.60
上天草市	126.94	25,210	198.60
宇 城 市	188.61	58,332	309.27
阿 蘇 市	376.3	25,895	68.81
天 草 市	683.87	78,214	114.37
合 志 市	53.19	60,997	1,146.78
美 里 町	144	9,578	66.51
玉 東 町	24.33	5,102	209.70
南 関 町	68.92	9,232	133.95
長 洲 町	19.44	15,504	797.53
和 水 町	98.78	9,551	96.69
大 津 町	99.1	34,211	345.22
菊 陽 町	37.46	42,392	1,131.66
南小国町	115.9	3,860	33.30
小 国 町	136.94	6,809	49.72

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
産 山 村	60.81	1,427	23.47
高 森 町	175.06	5,985	34.19
西 原 村	77.22	6,497	84.14
南阿蘇村	137.32	10,521	76.62
御 船 町	99.03	16,610	167.73
嘉 島 町	16.65	9,222	553.87
益 城 町	65.68	32,148	489.46
甲 佐 町	57.93	10,231	176.61
山 都 町	544.67	13,991	25.69
氷 川 町	33.36	11,450	343.23
芦 北 町	234	16,632	71.08
津 奈 木 町	34.08	4,422	129.75
錦 町	85.04	10,304	121.17
多 良 木 町	165.86	9,200	55.47
湯 前 町	48.37	3,785	78.25
水 上 村	190.96	2,128	11.14
相 良 村	94.54	4,230	44.74
五 木 村	252.92	976	3.86
山 江 村	121.19	3,311	27.32
球 磨 村	207.58	3,421	16.48
あさぎり町	159.56	14,992	93.96
荅 北 町	67.58	7,286	107.81

市町村面積：平成30年全国都道府県市区町村別面積調
 (国土地理院) 人口：平成30年10月1日現在 熊本県推
 計人口調査 熊本県企画振興部)

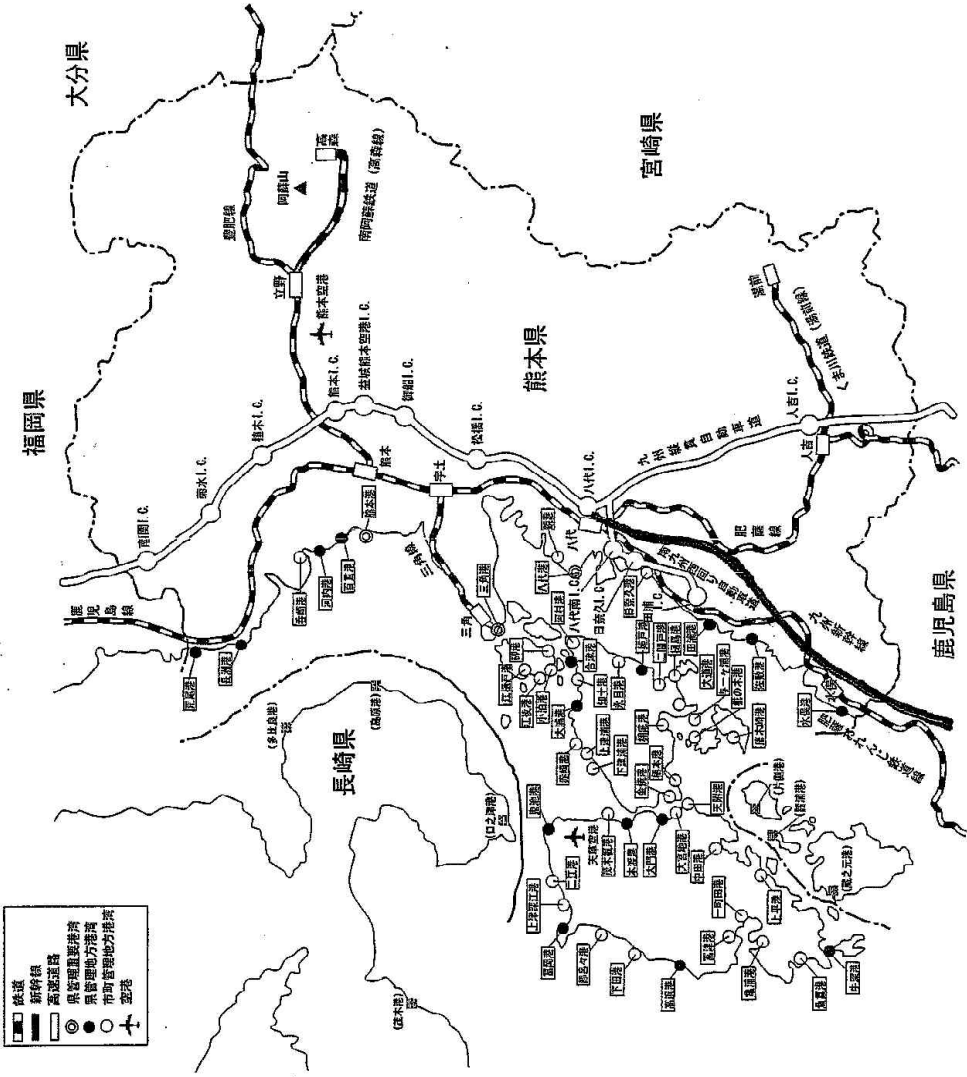
図一4



道路保全課監修資料

図一5

県内鉄道、高速道路、港湾、空港位置図



第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、県国民保護計画における武力攻撃事態の想定としては、基本指針で想定されている以下に掲げる4類型とする。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 着上陸侵攻

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させることになるが、そのような武力攻撃事態をいう。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を密かに潜入させ、政経中枢やライフラインの破壊等、同時多発的に、あるいは作戦目標を達成するまで反復して隠密・奇襲的な攻撃を行うような攻撃事態をいう。

③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、主にロケットエンジンで推進し、発射後大気圏の高層や宇宙空間まで上昇し、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達する兵器であるが、核・生物・化学兵器と組み合わせて使用された場合、深刻な被害をもたらす可能性のある攻撃事態をいう。

④ 航空攻撃

航空機からの爆弾投下やロケット弾等による攻撃により、特定の意図を達成するため行われる航空機による攻撃事態をいう。航空攻撃はその意図を達成するまで反復して行われることも考えられる。

(2) 基本指針に示されている類型毎の特徴

① 着上陸侵攻の場合

○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較

的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば近隣県の原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を弾着前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃の場合

○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。

また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 基本指針に示されたNBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、しだいに風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

○放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的に熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染（熊本県地域防災計画（一般災害対策編・原子力災害対策計画）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

② 生物兵器

○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワ

クチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

- したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

県国民保護計画における緊急対処事態の事態例としては、基本指針に示された以下に掲げる事態例とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

近隣県の原子力発電所の破壊、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊

(被害の概要)

ア 近隣県の原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害

- 大量の放射性物質等が放出され、本県住民にも被ばくが及ぶ。
- 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油及び可燃性ガスの貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

- 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の被害

- ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
(被害の概要)

○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(被害の概要)

ア 放射性物質等

○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

弾道ミサイル等の飛来

(被害の概要)

○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。